

令和元年度

# 監査年報

—監査のあらまし—

平塚市監査委員事務局

令和2年10月

# 目 次

<b>1 令和元年度監査実施状況</b> .....	1
(1) 財務（定期）監査 .....	1
ア 一般監査（予算の執行、収入・支出事務、財産管理事務） ..	1
イ 小学校・中学校・幼稚園・公民館の監査 .....	10
(2) 行政（重点）監査 .....	15
ア 重点テーマ「長期継続契約制度の委託契約における活用について」 .....	15
イ 監査対象 .....	15
ウ 監査結果 .....	16
(3) 随時監査 .....	17
ア 工事監査 .....	17
(4) 財政援助団体等監査 .....	17
ア 出資団体監査 .....	17
イ 指定管理者監査 .....	18
(5) 決算審査 .....	20
ア 令和元年度平塚市公営企業会計決算意見について .....	20
イ 令和元年度一般会計・特別会計決算意見について .....	22
(6) 財政健全化審査 .....	26
ア 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について .....	26
イ 健全化判断比率審査の結果 .....	26
ウ 資金不足比率審査結果 .....	26
(7) 現金出納検査 .....	27
ア 現金出納検査の結果 .....	27
(8) 工事現場視察等 .....	27
<b>2 住民監査請求</b> .....	28
(1) 令和元年度住民監査請求事例 .....	28
(2) 年度別請求件数等（過去5年間） .....	32
(3) 請求事案及び処理結果（過去5年間） .....	32
<b>3 監査の体制</b> .....	33
(1) 監査委員 .....	33
(2) 監査委員事務局 .....	33
<b>4 令和元年度を振り返って</b> .....	34

# 1 令和元年度監査実施状況

令和元年度における監査実施方針に基づき次のとおり監査を実施した。

## (1) 財務（定期）監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第4項）

- ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査は、部単位（行政委員会等を含む。）で実施した。対象は、前期（4月～6月）は平成30年度分、後期（10月～3月）は令和元年度分とした。
- ・小学校、中学校の予算の執行及び収入・支出事務並びに財産の管理事務、幼稚園及び公民館の財産管理事務については9月～10月に現地調査を実施した。

## ア 一般監査（予算の執行、収入・支出事務、財産管理事務）

(ア) 監査対象部局・監査対象課・監査実施日

監査対象部局 (機構順)	監査対象課	監査実施日
企画政策部	企画政策課、財政課	令和2年3月27日
総務部	行政総務課、職員課	令和元年6月26日
産業振興部	産業振興課	令和元年11月25日
市民部	市民情報・相談課、文化・交流課	令和2年3月27日
福祉部	高齢福祉課、地域包括ケア推進課	令和元年11月25日
健康・こども部	こども家庭課、健康課	令和元年6月26日
環境部	環境保全課	令和2年2月21日
まちづくり政策部	まちづくり政策課	令和元年5月30日
都市整備部	都市整備課、総合公園課	令和元年5月30日
土木部	道路管理課、道路整備課	令和2年2月21日
行政委員会等	監査委員事務局	令和2年3月27日
	農業委員会事務局	令和元年12月26日
学校教育部	教育総務課、学務課、教職員課	令和2年1月30日
社会教育部	社会教育課、中央図書館、美術館	平成31年4月24日
	中央公民館、スポーツ課	令和元年12月26日

※網掛け…財務に関する事務で、指摘及び要望事項があり、措置内容があるもの

(イ) 監査結果

a 指摘事項 (文書で公表したもの)

指摘事項 16件 合計 16件

分類

指摘事項	①法令に違反すると認められる事案 ②予算目的に反していると認められる事案 ③不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案 ④事務処理等が適切を欠くと認められる事案 ⑤経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案 ⑥事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案 ⑦前回までの監査で指摘事項又は要望事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの
------	---

・財務に関する事務の執行について、次の記載以外の課については適正に行われているものと認められた。

○ 企画政策部 企画政策課 (令和2年3月27日監査実施)

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務については、平塚市財務規則第38条第2項により国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続をしなければならないとされているが、国庫支出金において、交付決定後に未実施の調定手続きがあった。 平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。	(1) 課員全員が平塚市財務規則第38条第2項を再確認し、今後、適正な調定手続きを行います。

○ 総務部 職員課 (令和元年6月26日監査実施)

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 契約事務において、職員採用事業における業務委託の随意契約を行った際に、平塚市契約規則に定める条項の適用誤りがあったので、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。	(1) 契約事務を行う際には、平塚市契約規則に定める条項の確認を行い、適正な事務を執行してまいります。

○ 福祉部 高齢福祉課（令和元年11月25日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務については、財務規則第38条第2項により国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続をしなければならないとされているが、県支出金において、交付決定後に未実施の調定手続きがあった。</p> <p>支出事務については、在宅高齢者通院介助事業委託において、誤った予算事業での支出負担行為手続きがあった。</p> <p>平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 収入事務につきましては、財務規則に則り、速やかに調定手続を実施しました。</p> <p>支出事務につきましても、財務規則に則り、速やかに修正を行いました。</p> <p>いずれも確認不足が原因であり、これまでも書類作成時に副担当者とのダブルチェックを行い対応してまいりましたが、再度事務処理の方法を課内で周知徹底し、適正な事務の執行を図ってまいります。</p>

○ 健康・こども部 こども家庭課（令和元年6月26日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 補助金の事務について、平塚市児童発達支援センター補助金において、実績報告書の提出が交付要綱に定めた期限より遅れていたため、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 実績報告書の提出遅れがないよう徹底します。今後は交付要綱に則り、適正な事務に努めます。</p>

○ 健康・こども部 健康課（令和元年6月26日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務について、納入通知書に納期限が設定されていないものが散見された。</p> <p>また、支出事務について、保健センター施設管理業務委託において、委託契約書に基づく再委託や法定資格者に関する書面による確認を行っていなかったものがあった。</p> <p>平塚市財務規則等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 収入事務においては、財務規則等を再度確認し、指摘事項を課内に周知徹底し、納入通知書に納期限を明記し、適正な事務の執行に努めていきます。</p> <p>また、保健センター施設管理業務委託においては、指摘事項を踏まえて、委託契約書に基づき再委託や法定資格者の確認について、委託先に書面により提出させ、担当者が確認し、適正な事務の執行に努めていきます。</p>

○ 環境部 環境保全課（令和2年2月21日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務については、平塚市財務規則第38条第2項により国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続をしなければならないとされているが、県支出金において、交付決定後に未実施の調定手続があった。</p> <p>平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 未実施の調定については、令和2年1月29日に手続を終えております。</p> <p>今後は収入事務の運用について再度確認し、適切な事務処理に努めます。</p>

○ まちづくり政策部 まちづくり政策課（令和元年5月30日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、都市計画参考図の複写に要する費用の収入に当たり、歳入科目を雑入とすべきところ物品売払収入として整理していた。</p> <p>平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 都市計画参考図の複写に要する費用の収入については、物品売払収入ではないため、予算科目を整理し、来年度から「雑入」に収めることとします。</p> <p>事務の方法を再度確認し、平塚市財務規則に則った適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

○ 都市整備部 都市整備課（令和元年5月30日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、見附台広場使用料の収入に当たり、納入通知書に納期限が設定されていなかった。</p> <p>平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 平塚市財務規則第41条に則り、見附台広場の使用等に関する要領を一部改正し(第10条)、納期限を2週間以内と決めました。</p>

○ 都市整備部 総合公園課（令和元年5月30日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、自動販売機設置許可に係る管理料の収入に当たり、歳入科目を雑入とすべきところ土木使用料として整理していた。 平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 歳入科目の誤りについては、同じ馬入ふれあい公園の施設使用料等の収入科目を設定してしまったことによるものでした。 今後は伝票作成時にその都度科目を確認するとともに、決裁時にも再度チェックをするようにしました。</p>

○ 土木部 道路管理課（令和2年2月21日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 契約事務において、道路施設維持管理事業における委託を行った際に、地方自治法施行令に定める条項の適用誤りがあったので、適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 指摘のあった事項について、契約検査課が発行しているガイドライン等の活用により、適切な条項を適用するよう徹底します。 また、その適用した条項について、誤りの無いように担当者以外の職員による再確認を行います。</p>

○ 学校教育部 教育総務課（令和2年1月30日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務については、平塚市財務規則第38条第2項により国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続をしなければならないとされているが、国庫支出金において、交付決定後に4か月以上経過して調定手続きをしたものがあった。 平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 指摘されました国庫支出金である理科教育設備整備費等補助金につきましては、6月頃、交付決定されますが、11月頃に出される額の確定と差額が生じたことがあったため、額の確定通知をもって調定手続をしておりました。 今後は、平塚市財務規則に則り、交付決定時に調定手続を行い、差額が生じた際には、調定額の変更手続にて対応いたします。</p>

○ 学校教育部 学務課（令和2年1月30日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 契約事務については、馬入橋通学児童通学バス運行業務委託において、受託者からの実績報告書兼運行月報の提出遅延があり、仕様書のとおり報告が実施されていなかった。また、これに関連して、支出事務においても支出の遅延があった。</p> <p>委託契約の事務は、履行過程における点検・検証等、市が適切に関与することが重要である。同内容の指摘が過去にもあったことを重く受け止め、平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 受託者からの実績報告書兼運行月報の遅延分については、その後直ちに報告書の提出を指示し、支出の遅延部分についても速やかに支払いました。</p> <p>今後は、契約履行業務について毎月適切な履行確認をするとともに、受託者に対しては報告書等の提出が遅れることの無いように指導すること、また、万が一提出が遅れることがあれば、直ちに催促の連絡を入れることで適正な事務の執行を図ってまいります。</p>

○ 社会教育部 社会教育課（平成31年4月24日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、公園施設使用料の収入に当たり、歳入科目を使用料及び手数料とすべきところ雑入として整理していた。</p> <p>また、契約事務において、動産総合保険の随意契約を行った際に、平塚市契約規則に定める条項の適用誤りがあった。</p> <p>平塚市財務規則・契約規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 公園施設使用料の収入について、歳入科目を雑入から使用料及び手数料へ振り替えました。令和元年度は使用料及び手数料で整理済みです。</p> <p>また、動産総合保険について、平塚市契約規則を確認し、令和元年度は適正な条項を適用しました。</p> <p>平塚市財務規則・契約規則を確認し、今後誤りのないよう事務手順書を作成します。</p>

○ 社会教育部 中央図書館（平成31年4月24日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、図書館施設使用料の収入に当たり、現金取扱いについて指定金融機関等への払い込みが遅れていた。</p> <p>平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 指摘事項については、担当者の処理漏れが原因であったため、現金の取扱いや平塚市財務規則等の確認を行うよう指示しました。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、毎月必ず処理を行う図書館複写サービス収入の処理時にあわせて、図書館施設使用料の収入がないか、担当長及び担当者で図書館施設利用申込書</p>



	兼調定票の確認を徹底するとともに、適正な事務の執行に努めます。
--	---------------------------------

○ 社会教育部 中央公民館（令和元年 12 月 26 日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務については、行政財産使用料において、中央公民館自動販売機設置使用料の収入手続きに納期限を設定していないものがあつた。また、前回に引き続き、自動販売機設置許可に係る管理料の納入者による報告書提出遅延があつた。平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じるとともに、特に、報告書提出遅延については、納入者が報告期限を厳守するよう実効性のある指導をされたい。</p>	<p>(1) 中央公民館自動販売機設置使用料の納期限については、当該納入者と話し合いを行い、財務規則に基づき納期限を2週間に設定するようにします。</p> <p>自動販売機設置に係る報告書提出遅延については、当該納入者と再度面談を行いました。その結果、連絡体制に不備があり遅延が発生していることを確認しました。今後遅延がないよう、当該納入者側で十分な連絡を取り合うことを指導しました。</p>

○ 社会教育部 スポーツ課（令和元年 12 月 26 日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務については、自動販売機電気使用料において、消費税分を二重加算する算定誤りによる設置者からの過大徴収があつた。</p> <p>過大徴収は、市の事務執行に対する信頼性にも大きく影響することから、徴収額の算定においては、確認体制などの再発防止策を検討するとともに、平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 自動販売機電気使用料の過大徴収については自動販売機設置者に謝罪するとともに、過大徴収となつてしまった金額や原因、対応策について説明を行い、還付加算金を上乘せして返還いたしました。</p> <p>今回の過大徴収は電力単価に消費税相当額が含まれている認識がなく、電気料算定の計算式のなかで別途消費税相当額を加算していたために起きたものです。今後は電気料金算定方法を改め、複数の担当員が請求金額をチェックする確認体制の強化を図り、適切な事務処理を行っていきます。</p>

b 主な指摘項目 (aの指摘事項を含む。)

- (a) 歳入
- (i) 指摘した課 8課
  - (ii) 主な指摘項目 下記表参照
- (b) 歳出
- (i) 指摘した課 8課
  - (ii) 主な指摘項目 下記表参照

分類

未作成	作成すべき書類を作成していない
時期誤り	書類の日付の記載(時期)に誤りがある
金額誤り	金額の記載に誤り(未更正を含む。)がある
その他の記載誤り、漏れ	日付、金額以外の記載に誤りがある
印漏れ、誤り	押印が漏れて(誤って)いる
(入札)適用条項誤り	入札にあたっての適用条項に誤りがある
(随意契約)適用条項誤り	随意契約にあたっての適用条項に誤りがある
実態とのかい離	契約と実態にかい離がある
その他の誤り(上記以外)	上記以外の誤りがある

	主な指摘項目
歳入 14件	調定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期誤り・漏れ・未設定 6件</li> <li>・金額誤り・漏れ 1件</li> <li>・その他の誤り(上記以外) 3件</li> </ul> 収納金通知書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期誤り・漏れ・未設定 1件</li> <li>・その他の誤り(上記以外) 2件</li> </ul> その他収入関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期誤り・漏れ・未設定 1件</li> </ul>
歳出 27件	見積合せ執行伺 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(随契)適用条項誤り 4件</li> </ul> 契約執行伺 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(随契)適用条項誤り 2件</li> </ul> 執行伺 <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期誤り・漏れ・未設定 2件</li> <li>・その他の記載誤り・漏れ 1件</li> <li>・印漏れ・誤り 1件</li> <li>・その他の誤り(上記以外) 2件</li> </ul> 納品書・完成届・実績報告書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期誤り・漏れ・未設定 6件</li> </ul> 支出命令書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期誤り・漏れ・未設定 6件</li> </ul> その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・未作成 2件</li> <li>・時期誤り・漏れ・未設定 1件</li> </ul>

・財産の管理事務については、次の記載以外の課については良好に管理されていた。

○ 福祉部 高齢福祉課（令和元年 11 月 25 日監査実施）

施設名	監査結果
高齢者技能センター	・雨漏りの跡が2階事務所に2箇所とエレベーター前の踊り場付近に1箇所あり。

○ 健康・こども部 健康課（令和元年 6 月 26 日監査実施）

施設名	監査結果
保健センター	・1階総合案内非常用照明装置不点灯箇所あり ・3階事務室排煙窓開放不良箇所あり

○ 都市整備部 総合公園課（令和元年 5 月 30 日監査実施）

施設名	監査結果	
平塚球場 ・内野スタンド ・上屋 ・便所 ・スコアボード	外壁	爆裂、ヒビ割れあり フェンスに錆付きあり 座席支持金物に錆付きあり
	屋根	鉄部に錆付、白華あり
	室内壁	壁面に軽微なひび割れあり
	排煙設備等	排煙窓開放不良あり
	非常用照明装置	一塁側ロッカー室の一部に非常照明装置なし 三塁側ロッカー室球切れによる不点灯

○ 社会教育部 社会教育課（平成 31 年 4 月 24 日監査実施）

施設名	監査結果
大神埋蔵文化財収蔵施設	・躯体等コンクリートにひび割れあり ・壁モルタル剥がれ ・クロス剥がれ、天井しみ ・排煙オペレーターハンドル取手紛失（1階廊下）

○ 社会教育部 中央図書館（平成 31 年 4 月 24 日監査実施）

施設名	監査結果
中央図書館	・地盤が沈下し降雨時水たまりができる ・雨水排水の接続未処理 ・鉄筋露出を伴うコンクリートの爆裂 ・外壁タイルに浮きが多く発生している ・躯体等コンクリートにひび割れあり ・廊下に物品が放置されている（東館1階） ・煙突内部に鉄筋露出を伴うコンクリートの爆裂 ・屋上タラップに発錆あり ・屋上排水管の漏水による発錆

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗い場使用禁止になっている（西館1階）</li> <li>・防火シャッターケースが取り外されている（東館2階）</li> <li>・防火シャッター温度ヒューズ装置感知不良（東館3階）</li> </ul>
--	---

○ 社会教育部 美術館（平成31年4月24日監査実施）

施設名	監査結果
美術館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕上げ土間コンクリートに軽微なクラック（敷地北西）</li> <li>・仕上げ土間コンクリートの隆起（2階屋外）</li> <li>・AS舗装及び歩車道ブロック部分の陥没（敷地北側）</li> <li>・コンクリートブロック表面仕上げ部軽微なクラック（敷地西側）</li> <li>・外壁仕上げ材の軽微なクラック（レストラン付近）</li> <li>・内装仕上げ材の軽微なクラック（1階男子更衣室）</li> </ul>

イ 小学校・中学校・幼稚園・公民館の監査

(ア) 対象施設（令和元年10月31日監査実施（令和元年9月に現地調査））

小学校	8校	崇善、港、松原、富士見、花水、南原、八幡、なでしこ
中学校	5校	江陽、太洋、春日野、浜岳、神明
幼稚園	1園	ひばり
公民館	8館	城島、岡崎、豊田、土屋、吉沢、中原、なでしこ、花水
計 22施設		

(イ) 監査結果

a 小学校、中学校、幼稚園

- (a) 経理事務の状況 適正
- (b) 備品の管理状況 良好
- (c) 施設の管理状況 次の記載以外については良好に管理されていた。  
要望事項1件（学校施設）

小学校 8校

小学校名	監査結果
崇善小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p><b>【施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北棟校舎 外壁塗装劣化あり</li> <li>・北棟校舎 東・西階段 防火区画未設置</li> <li>・北棟校舎 1階家庭科室・2階プレイルーム出口2カ所以上未設置</li> <li>・屋内運動場 外壁・躯体軒天爆裂あり・壁クラックあり</li> <li>・南棟校舎 防火シャッター危害防止装置なし</li> </ul> <p><b>【遊具】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二方向滑り台 頭部挟み込みの恐れあり等</li> <li>・チェーンネット（4人用登り棒付）チェーン 指の挟み込み・ボルト・ナット類の衝突の恐れあり等</li> <li>・築山遊具 本体部 亀裂あり・破損あり等</li> </ul>

	3 備品については、396点中44点を実査し、良好に管理されていた。
港小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p><b>【施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北棟校舎 外周部擁壁クラックあり</li> <li>・南棟校舎 煙突外壁爆裂あり</li> <li>・南棟校舎 防火シャッター危害防止装置なし</li> <li>・南棟校舎 排水溝植物繁茂</li> </ul> <p><b>【遊具】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小型4人用ブランコ柵付 安全マット変形あり</li> <li>・コンビチェーンネット(マット付) チェーン磨耗</li> <li>・バスケットゴール北 土台フレームグラツキあり</li> <li>・L型ミニサッカーゴール(アルミ) ネット破損あり</li> </ul> <p>3 備品については、385点中45点を実査し、良好に管理されていた。</p>
松原小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p><b>【施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎 外壁クラックあり</li> <li>・校舎 屋根非防火(トップライト網なしガラス)</li> <li>・校舎および屋内運動場 防火シャッター危害防止装置なし</li> </ul> <p><b>【遊具】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射型滑り台 頭部挟み込みの恐れあり等</li> <li>・単列シーソー(西) 腕部裏 ボルト・ナット類の衝突の恐れあり</li> <li>・単列シーソー(東・ろくぼく側) 腕部裏 ボルト・ナット類の衝突の恐れあり</li> <li>・5×5ジャングルジム 接合部 指の挟み込みの恐れあり</li> <li>・リングジャングル 開口部 頭部挟み込みの恐れあり</li> <li>・鉄製ろくぼく 笠木・握りパイプ 頭部挟み込みの恐れあり</li> <li>・高鉄棒2連 支柱部 頭部または首の挟み込み</li> <li>・移動式三角鉄棒 継手金具 ボルト・ナット類の衝突の恐れあり</li> </ul> <p>3 備品については、250点中45点を実査し、良好に管理されていた。</p>
富士見小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p><b>【施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北棟校舎 外壁爆裂あり</li> <li>・北棟校舎 階段中央階段手摺未設置</li> <li>・北棟校舎 防火シャッター危害防止装置なし</li> <li>・南棟校舎 防火シャッター危害防止装置なし</li> </ul> <p><b>【遊具】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4連ブランコ 吊り部材磨耗</li> <li>・放射型滑り台 登行部・登行部手すり・落下防止柵 頭部挟み込みの恐れあり</li> <li>・単列シーソー(北) 腕部 腐朽あり</li> <li>・7×5ジャングルジム 接合部 指の挟み込みの恐れあり等</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リングジャングル 開口部 頭部挟み込みの恐れあり</li> <li>・低鉄棒9連 継手金具 ボルト・ナット類による突起あり等</li> <li>・低鉄棒10連 継手金具 ボルト・ナット類の衝突の恐れあり等</li> <li>・アルミ製ミニゴール クロスバー、ゴールポスト、支持枠ビス欠損、接合部抜け</li> <li>・コンクリート築山 コンクリート 本体部 亀裂あり</li> </ul> <p>3 備品については、399点中45点を実査し、良好に管理されていた。</p>
花水小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 備品については、519点中52点を実査し、良好に管理されていた。</p>
南原小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 備品については、190点中45点を実査し、良好に管理されていた。</p>
八幡小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 備品については、233点中45点を実査し、良好に管理されていた。</p>
なでしこ小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 備品については、231点中44点を実査し、良好に管理されていた。</p>

中学校 5校

中学校名	監査結果
江陽中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p><b>【施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西棟校舎 外壁仕上げ浮き</li> <li>・西棟校舎 排水溝 植物繁茂</li> <li>・西棟校舎 給気口なし</li> <li>・北棟校舎 防火扉運動エネルギー超過により挟み込み恐れあり</li> <li>・南棟校舎 防火扉運動エネルギー超過により挟み込み恐れあり</li> <li>・南棟校舎 防火扉自動閉鎖装置 閉鎖せず</li> </ul> <p><b>【遊具】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄棒 ボルト引っ掛かり、ボルト腐食多数、部分的塗装剥離</li> <li>・鉄棒 ボルト腐食多数、部分的塗装剥離</li> </ul> <p>3 備品については、423点中54点を実査し、良好に管理されていた。</p>
大洋中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p><b>【施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北棟校舎 屋上排水溝 植物繁茂</li> <li>・北棟校舎 防火シャッター危害防止装置未設置</li> <li>・北棟校舎 防火シャッター手動閉鎖装置 押し破り板未設置</li> <li>・南棟校舎 防火扉運動エネルギー超過により挟み込み恐れあり</li> <li>・南棟校舎 防火シャッター危害防止装置未設置</li> <li>・南棟校舎 防火シャッター手動閉鎖装置押し破り板未設置</li> <li>・屋内運動場 防火シャッター手動閉鎖装置押し破り板未設置</li> </ul> <p><b>【遊具】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスケットゴール フレーム脚部地際部分腐食、軽微塗装剥離</li> <li>・鉄棒 ボルト欠落多数・腐食多数、3箇所接合部分ガタツキ、軽微塗装剥離</li> </ul>

	3 備品については、463点中55点を実査し、良好に管理されていた。
春日野中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p><b>【施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北棟校舎 階段（2箇所）堅穴区画なし</li> <li>・東棟校舎 屋上面植物繁茂</li> <li>・屋内運動場 外壁仕上げ浮き</li> <li>・北棟校舎 危害防止装置未設置</li> <li>・北棟校舎 防火シャッターの開閉機交換</li> <li>・南棟校舎 危害防止装置未設置</li> <li>・屋内運動場 危害防止装置未設置</li> </ul> <p><b>【遊具】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスケットゴール リングネット破れ、接合部腐食</li> <li>・バスケットゴール 接合部腐食</li> <li>・バスケットゴール バスケット板裏面破損、接合部腐食</li> <li>・バスケットゴール リングネット破れ、バスケット板破損、接合部腐食</li> <li>・鉄棒 2箇所握り棒部ガタツキ、2箇所接合部ガタツキ</li> <li>・バックネット ブロック上部破損多数・亀裂多数、支柱部地際部分腐食多数・破損、ボルト欠落多数、部分的塗装剥離</li> </ul> <p>3 備品については、428点中55点を実査し、良好に管理されていた。</p>
浜岳中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 備品については、557点中53点を実査し、良好に管理されていた。</p>
神明中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 備品については、389点中55点を実査し、良好に管理されていた。</p>

#### 幼稚園 1園

幼稚園名	監査結果
ひばり幼稚園	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p><b>【施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・躯体等外壁のひび割れ</li> <li>・屋上周りパラペットの損傷</li> <li>・屋上周り笠木モルタルの破損</li> <li>・屋上周り排水溝の詰まり</li> <li>・屋上周り排水溝の蓋無し</li> <li>・壁の室内に面する壁のひび割れ</li> <li>・壁の室内に面する梁のひび割れ</li> </ul> <p>3 備品については、36点中32点を実査し、良好に管理されていた。</p>

#### ○ 要望事項

学校施設において、是正を要する事項とは別に、建設当時の法律等には適合していたが現行の法律等には適合しない既存不適格である事項が見受けられた。既存不適格については、今後の大規模改修等の中での解消を

検討するとともに、施設の運用を工夫し児童生徒の安全・安心の確保のために努められたい。

b 公民館

(a) 備品の管理状況 良好

(b) 施設の管理状況 次の記載以外については良好に管理されていた。

公民館 8館

公民館名	監査結果
城島公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根 シーリング材の劣化</li> <li>・外壁 全面にクラックあり</li> <li>・階段北側、1階女子トイレの内壁に漏水</li> </ul> <p>2 備品については、72点中34点を実査し、良好に管理されていた。</p>
岡崎公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根瓦の一部欠如</li> <li>・屋根パラペットに一部浮きあり</li> <li>・屋上テレビアンテナに錆あり</li> <li>・1階ホール内壁に剥がれあり</li> </ul> <p>2 備品については、30点中30点を実査し、良好に管理されていた。</p>
豊田公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1階女子トイレの窓数か所。鍵が破損していることから、針金で内側から固定。</li> </ul> <p>2 備品については、23点中22点を実査し、良好に管理されていた。</p>
土屋公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根 パラペットに多数ひび割れ</li> <li>・2階バルコニーと北・西側壁面に亀裂あり</li> <li>・天窗のシーリング材の劣化</li> </ul> <p>2 備品については、60点中30点を実査し、良好に管理されていた。</p>
吉沢公民館	<p>1 備品については、33点中33点を実査し、良好に管理されていた。</p>
中原公民館	<p>1 備品については、36点中35点を実査し、良好に管理されていた。</p>
なでしこ公民館	<p>1 備品については、65点中31点を実査し、良好に管理されていた。</p>
花水公民館	<p>1 備品については、83点中42点を実査し、良好に管理されていた。</p>



## (2) 行政（重点）監査（法第199条第2項）

重点テーマを設定し、定期監査の中で行政（重点）監査を実施した。

### ア 重点テーマ

「長期継続契約制度の委託契約における活用について」

次の事項を主な着眼点として監査を行った。

調査A 長期継続契約制度を活用している委託業務

- ・業務の品質を確保するための工夫はあるか
- ・運用上の課題はないか
- ・経済性の向上は図られたか
- ・市民サービスの向上は図られたか
- ・業務効率の向上は図られたか

調査B 長期継続契約制度を活用できる可能性がある委託業務

- ・制度を活用できる可能性があることを把握したタイミングはいつか
- ・制度を活用した場合に想定されるメリットは何か
- ・制度を活用するか

### イ 監査対象

(ア) 第1次調査

全課（81課）に対し、次の2つの区分により委託料に関する調査を実施した。

調査A 長期継続契約制度を活用している委託業務

調査B 長期継続契約制度を活用できる可能性がある委託業務

(イ) 第2次調査

第1次調査の回答のうち、内容を特に精査すべき委託業務について、担当職員へのヒアリングにより調査を実施した。

<調査対象課>

- [市長室] 広報課、災害対策課 [企画政策部] 財政課、情報政策課
- [総務部] 行政総務課、職員課、庁舎管理課、納税課
- [市民部] 協働推進課、市民課、文化・交流課
- [福祉部] 福祉総務課、介護保険課
- [健康・子ども部] 保育課、健康課、青少年課、保険年金課
- [環境部] 環境保全課、環境施設課
- [都市整備部] みどり公園・水辺課、総合公園課
- [土木部] 道路管理課、下水道経営課、下水道整備課
- [市民病院] 病院総務課、医事課 [会計課] 会計課 [議会局] 議会局
- [学校教育部] 教育総務課、教育研究所、子ども教育相談センター
- [社会教育部] 中央公民館、中央図書館、博物館、美術館

## ウ 監査結果

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査を執行し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を行った。

### (ア) 監査結果（抜粋）

令和元年度の行政（重点）監査は、「長期継続契約制度の委託契約における活用について」をテーマとして、「調査A 長期継続契約制度を活用している委託業務」「調査B 長期継続契約制度を活用できる可能性がある委託業務」に大別して監査を実施した。

監査の着眼点に基づく具体的な結果は、前節で述べたとおりである。今回、監査を行ったことにより、本市の長期継続契約に関する全体像が明らかになった。

「調査A 長期継続契約制度を活用している委託業務」では、品質確保のための工夫がなされていることや、一部業務で仕様書などに明確な記述がない部分で市と受託者との見解の相違による課題が生じていること、昨今の情勢を勘案すると実際に委託金額が減少したわけではなかったとしても経済性の向上が認められるものが多数存在すること、継続的な業務従事によるノウハウの蓄積やスキルの向上が市民サービスの向上につながっていること、契約締結に係る事務の削減により業務効率が確実に図られていることなどが認められた。

また、「調査B 長期継続契約制度を活用できる可能性がある委託業務」では、わかりやすい制度周知の定期的な発信の必要性や、単年度契約を続けるものの中には必ずしも妥当とは言い難い理由によって長期継続契約制度を活用しないものが存在することも認められた。

これらを踏まえ、以下、監査委員としての意見を述べる。

今回、「長期継続契約制度の委託契約における活用について」をテーマとした理由は、冒頭述べたとおり、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）を効率的、効果的に活用し、より質の高い行政サービスをより低コストで提供するために、事務レベルにおいて職員一人一人が意識して効率的な事務の執行にあたるということが重要であるという視点である。

平成16年の法改正の趣旨を総務省自治行政局長通知に沿って考えた場合、「更なる経費の削減」「より良質なサービスを提供」「定期的に契約相手方を見直す機会を確保」といった文言から見て取れるとおり、長期継続契約が経済性・市民サービス・業務効率などの向上に資するものとして運用できるように対象を拡大したと解釈できる。

このような中で本市の長期継続契約の状況を見た場合、必ずしも積極的に同制度を活用しているとは言い難い。他団体に目を向けると、たとえば複数年度契約の活用を行政改革の一環として掲げ、その一項目として長期継続契約の運用状況を公表しているなど積極的活用の方針を持っている団体や、対象となる具体的な業務について、スクールバスやコミュニティバスの運行、ノウハウの蓄積や継続性が重要となってくるような相談・指導業務、気象状況の提供業務、料金等の徴収または収納業務を掲げるなどの団体も存在する。

以上のことから、長期継続契約制度の活用により、行財政改革における中長期的に見た費用対効果、市民サービスに与える影響並びに業務の効率化による職員の働き方改革などに効果的であると認められる場合には、同制度の積極的な活用を推進すべきである。そのためにも制度所管課においては、既に長期継続契約を活用していることで得られている情報や他団体の参考事例などを収集し、庁内で共有できる環境を整えるとともに、より質の高い行政サービスをより低コストで提供するための仕組みの1つとして、長期継続契約制度が積極的に活用されるよう、わかりやすい制度周知を定期的に庁内に向けて発信するなどの取り組みを行うことが望まれる。

### (3) 随時監査（法第 199 条第 5 項）

#### ア 工事監査（令和元年 11 月 12 日技術調査、令和 2 年 1 月 30 日監査実施）

工事監査は、「地方公共団体の長等によって行われた工事が適法に合理的、能率的に行われていたか、また、経済的に妥当なものであったか。」を財務・技術両面を通して監査し、指摘する具体的な事実があれば、それはいかなる原因により生じたかを明らかにするために実施する監査である。

監査に当たっては、計画、設計、施工管理、契約及び財務事務執行など全体にわたる監査を行ったが、特に技術面については「公益社団法人日本技術士会」に工事技術調査を委託し、技術士による書類審査及び工事現場の調査を実施した。

(ア) 対象工事

平塚総合体育館改修工事（建築）

(イ) 対象部課

総務部 契約検査課

都市整備部 総合公園課、建築住宅課

(ウ) 監査結果

平塚総合体育館改修工事（建築）は、技術的側面においては、計画、設計、積算、契約、施工管理、検査、維持管理の各項目とも指導事項並びにその他の特記事項はなく、財務事務執行面においても適正であると認められた。

### (4) 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項）

#### ア 出資団体監査

市が出資している団体（資本金等の 4 分の 1 以上を出資している法人）のうち、1 団体について監査を行った。

(ア) 対象団体

公益財団法人平塚市まちづくり財団（令和元年 9 月 24 日監査実施）

所管課：企画政策部資産経営課

(イ) 監査結果

出納その他の事務の執行について、次の記載以外については適正に行われているものと認められた。

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 事業報告書、決算諸表に記載された数値は正確であると認められたが、出納その他の事務の執行について、臨時売店販売手数料の収入事務において、収入確認が十分でなかったため、請求した額より過大に納付されていたので、確認する際には複数人で確認する体制の構築に努められたい。	(1) 臨時売店販売手数料の収入事務について、複数人による確認と合わせて、パソコンによる確認表を作成し確認体制を構築した旨、(公財)平塚市まちづくり財団スポーツ事業課長より 11 月 15 日付で報告を受領しました。

## イ 指定管理者監査

3課3協定分、指定管理者3団体における事務執行について、令和元年10月24日に監査を行った。

### (ア) 対象団体

- a 平塚栗原ホーム  
所管課 : 福祉部福祉総務課  
指定管理者: 平塚栗原ホーム管理運営共同事業体
- b 袖ヶ浜デイサービスセンター  
所管課 : 福祉部高齢福祉課  
指定管理者: 社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会
- c 馬入ふれあい公園  
所管課 : 都市整備部総合公園課  
指定管理者: サカタのタネグリーンサービス・湘南ベルマーレSC共同事業体

### (イ) 監査結果

#### ○ 平塚栗原ホーム

所管課 : 福祉部 福祉総務課  
指定管理者: 平塚栗原ホーム管理運営共同事業体

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 基本協定書に定められた第三者に対する委託について、事前に書面による承認を得ることなく委託された業務があったので、所管課においては指定管理者に対して適正な手続きを指導するとともに、業務の履行確認を確実に実施されたい。	(1) 本指摘により、指定管理業務第三者委託承認依頼書に一部業務が漏れていたことが判明したため、指定管理者に指導いたしました。 今後は指摘事項を踏まえ、チェック体制をさらに強化してまいります。

#### ○ 袖ヶ浜デイサービスセンター

所管課 : 福祉部 高齢福祉課  
指定管理者: 社会福祉法人恩賜財団済生会平塚支部済生会

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 指定管理業務収支報告書の決算額に配食サービス事業にかかる経費の一部が含まれていた。所管課においては指定管理者に対して適正な管理を指導するとともに十分な点検をされたい。	(1) 配食サービス事業については平成30年度で終了しているため、令和元年度以降の収支報告書に経費の一部が含まれることはありませんが、今後は自主事業にかかる経費をしっかりと分離したうえで指定管理業務収支報告書を作成するよう指導を行いました。 また、指定管理業務収支報告書や事業報告書において自主事業として扱われてい

	<p>る事業が、指定管理業務の一環として行っている事業であるのか施設独自で行っている事業であるのか分かりづらい部分があったため、記載方法を改めるよう指導を行いました。</p>
<p>(2) 基本協定書に定められた利用料金の決定について、指定管理者が事前に市長の承認を受ける手続きが適正になされていない状況が認められた。所管課においては、指定管理者に対して適正な手続きを指導するとともに、利用料金の決定を定められた手続きにより確実に実施されたい。</p>	<p>(2) 10月に消費税率の引き上げに伴う利用料金の改定があったため、指定管理者より料金表を速やかに提出してもらい、料金改定の承認通知を発行しました。料金改定がある際には事前に承認を得るよう指導を行いました。</p>

○ 馬入ふれあい公園

所管課 : 都市整備部総合公園課

指定管理者: サカタのタネグリーンサービス・湘南ベルマーレSC共同事業体

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 事業報告書の点検について、指定管理業務と自主事業の区分に不明確な点が認められるので、所管課においては指定管理者に対して適正な指導をされたい。</p>	<p>(1) 本指定管理業務において使用していた「自主事業」の表現が誤解を生みやすい点であることから、各事業の位置付け及び事業報告書に記載すべき内容を改めて指定管理者と確認するとともに、次期募集の際の業務内容説明書における「自主事業」の表現方法について検討します。</p>

## (5) 決算審査（法第 233 条第 2 項）

### ○ 令和 2 年度に実施した決算審査

#### ア 令和元年度平塚市公営企業会計決算意見について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき、令和元年度平塚市病院事業決算及び平塚市下水道事業決算について審査を行い、令和 2 年 7 月 29 日に意見書を提出した。

##### (ア) 審査の結果（抜粋）

###### a 平塚市病院事業会計

###### (a) 決算諸表

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法令等の規定に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は地方公営企業法令の定めるところに準拠しているものと認められた。

上記の財務諸表は、病院事業の令和 2 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了した令和元年度の経営成績を、適正に表示しているものと認められた。

###### (b) 業務実績

令和元年度の病院事業は、29 科の診療科、感染症病床 6 床を含む 416 床の病床数により運営され、年間延べ患者数は入院で 127,681 人、外来で 201,451 人となっている。

###### (c) 総括意見

令和元年度の経営成績をみると、医業収益の算出基礎となる入院・外来患者数には、新型コロナウイルス感染症の影響による減少と、運用病床数の増加という要因があったが、患者数の減少以上に、地域完結型医療の充実を図るうえで、高度・急性期医療を推進してきたことにより、診療単価の上昇効果が得られたため、最終的に医業収益は増加した。

一方、医業費用は、看護師の採用強化により人員が増加したことや、高度医療を提供するため、薬品を含めた医療材料費が増加したこと等により、当期の医業損益は、12 億 9,440 万余円の赤字となった。また、医業外費用では、令和元年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率引き上げがあり、薬品等の購入に影響があったが、診療報酬等の改定によりその増税分については対応が図られている状況であった。そのほか、一般会計が負担すべき繰入金収入や企業債の支払利息などの医業外損益や特別損益を加えた結果、当期の純損益は、前年度 4,543 万余円の黒字から 6,379 万余円減少し、1,835 万余円の赤字へ転じている。

令和元年度は、将来構想「平塚市民病院 Future Vision（フューチャー ビジョン）2017-2025」（以下、「将来構想」という。）の計画 3 年目であり、市民病院整備事業が終了し、平成 31 年 3 月にグランドオープンしてから 1 年が過ぎたところである。地域の中核病院として、高度・急性期医療を担うためには、今後も健全な経営が必要であり、「将来構想」における目標値との比較を考えると、地域の開業医等との連携をより一層強固なものとする一方で、入院などの収益を増加させながら可能な限り費用を抑制し、適正な現金預金額を確保していくことが求められる。特に、良質な医療を提供するためには、医師や看護師の確保をはじめ医療機器の更新や医療システムの構築など、医業費用が今後も増大することが考えられるため、薬品や診療材料等の適正な在庫管理、委託料の費用対効果の分析など、医業費用については、より一層の見直しを望むところである。さらに、自己資本構成比率は 10%以下を推移しており、欠損金への対応が必要と考えるため、良好な経営体質の類似病院を参考にするなど、早期の財政運営の健全化に努めていただきたい。また、将来的には新棟建設による企業債の償還が本格化することや、一般会計への長期借入金の返済が見込まれるため、資金面での負担増大が懸念されることから、資金残高の確保については喫緊の課題とし、資金不足が

生じないよう努められたい。

令和2年度の診療報酬改定では、働き方改革を後押しする内容が盛り込まれ、医療従事者の労働環境の整備もより重要度を増している。また、2025年には団塊の世代が一斉に後期高齢者になるなどの環境の変化が見込まれるなか、新型コロナウイルスに代表される新たな感染症への対応リスクも懸念される場所である。病院経営としては、収益に対して影響がでているものの、公立病院が果たす役割の重要性を再認識する機会ととらえるべきと考える。最前線で未知のウイルスに立ち向かう医療従事者には感謝の念が尽きないところであるが、市民に信頼される病院として地域医療体制の強化とともに、国が進める電子処方箋をはじめとした医療のデジタル化についてもスピード感のある対応を要望したい。今後も限られた経営資源を有効に活用し、多くの患者の命を守る医療の提供を期待する。

## b 平塚市下水道事業会計

### (a) 決算諸表

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法令等の規定に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、地方公営企業法令の定めるところに準拠しているものと認められた。

上記の財務諸表は、下水道事業の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了した令和元年度の経営成績を適正に表示しているものと認められた。

### (b) 業務実績

公共下水道事業における水洗化人口は、前年度と比較して381人(0.2%)増加しており、245,069人となっている。また、下水道使用料の対象となる有収水量は、前年度と比較して432,421 $\text{m}^3$ (1.5%)減少し、28,122,625 $\text{m}^3$ となっている。

農業集落排水事業は、平成27年度に処理区域内戸数1,019戸に対する整備は完了している。水洗化人口については前年度と比較して47人(1.8%)減少し、2,540人となっている。また、令和元年度に処理場で処理した有収水量は前年度と比較して2,874 $\text{m}^3$ (1.1%)減少し、251,370 $\text{m}^3$ となっている。

### (c) 総括意見

令和元年度の経営成績をみると、公共下水道事業及び農業集落排水事業を合わせた下水道事業全体の収支状況において、下水道事業経営の重要財源である下水道使用料をはじめとした収益が、主に節水型社会の定着や多量排水事業所の移転などの影響により減少した。

一方、費用については、流域下水道管理費が「神奈川県流域下水道の維持管理計画」改定の影響により増えたほか、部品交換等の修繕や各種点検など維持管理の実施により、管渠費及びポンプ場費がそれぞれ増加した。この結果、当年度純利益は、前年度と比較して4億7,034万余円(48.2%)減少し、5億534万余円となった。

本市の下水道事業は、平成29年3月に改訂した「平塚市下水道中期ビジョン」等により事業を進めているところであるが、将来負担の軽減と健全な経営を確保することを目的に、借入金の残高について指標を設定している。令和3年度末までの目標として、企業債残高を331億円にすることを目標としているが、令和元年度末の企業債残高は、372億770万余円となっている。企業債については、期中の借入額を元金償還額が上回れば残高が減ることとなり、当期末の企業債残高は、21億7,669万余円減少しているため、計画どおりに償還を進めているものとする。今後、使用料収入の適正化とあわせて、より一層の経営基盤の強化及び効率化を期待するところである。

下水道事業の全国的な状況としては、少子高齢化・人口減少社会の到来、環境保全意識等の高まりによる節水型社会などの社会的要因に変化があり、さらに、整備してきた下水道施設の機能保全と改築更新による再整備、地震等の自然災害に対する安心・安全の確保など、

今後も継続した取り組みが求められている。本市においても、今後は人口減少・節水型社会の定着により有収水量・下水道使用料の減少が考えられる一方、法定耐用年数を超えて老朽化が進んだ管渠・施設等の改修・更新費用が増大することが見込まれる。さらに、処理区域内の対象が限定的である農業集落排水事業については、収益減少を視野に入れた持続可能な経営が必要であると考えられる。

また、自然災害としては、令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）に代表される局所的な集中豪雨の被害が記憶に新しいところであるが、市民の安心・安全に寄与するためにも災害に強い下水道整備の推進は喫緊の課題である。最新の状況を検証しながら、国からの交付金等を積極的に活用し、速やかな対応を要望するものである。

今後、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために策定される「経営戦略」では、投資額を財政シミュレーションにより試算し、事業の効果や緊急度を考慮した投資計画を策定するものと認識している。単純に老朽化した下水道施設を解体して更新するのではなく、適切な維持管理により長寿命化を図り、生涯費用を低減するストックマネジメントの考え方による中長期的な財源試算を基に下水道環境の整備を継続し、社会環境の変化に柔軟な対応をしながら、市民の理解が得られる健全で安定的な下水道事業の経営を図られたい。

## イ 令和元年度一般会計・特別会計決算意見について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和元年度平塚市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類について審査を行い、令和2年8月11日に意見書を提出した。

### (ア) 審査の結果（抜粋）

審査に付された各会計決算書及び政令で定める書類の記載事項と記載様式については、いずれも関係法令に準拠して適法に処理され、かつ正確に表示されているものと認められた。また、予算の執行状況についても、適法であり、適正に執行され、その目的は達成されたものと認められた。

#### a 決算状況

令和元年度の一般会計当初予算額は807億8,000万円で、これに前年度からの繰越財源充当額16億3,087万余円を加え、62億1,027万円の増額補正をした結果、最終的な予算規模は、886億2,114万余円となった。これに特別会計予算699億7,691万余円を加えた総予算額は1,585億9,805万余円であった。

一方、決算額は、一般・特別会計を合わせて歳入1,533億9,460万余円、歳出1,477億3,640万余円となり、前年度に比べ歳入は64億7,023万余円（4.0%）、歳出は72億5,780万余円（4.7%）それぞれ減少した。歳入から歳出を差し引いた形式収支は、56億5,819万余円の黒字であった。また、形式収支から翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は49億6,627万余円の黒字となり、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は4億4,092万余円の黒字となった。

#### b 普通会計

普通会計における決算状況を主な財政分析指数でみると、財政力の強弱を示す財政力指数は、過去3年間平均で0.976と前年度と同率であり、平成22年度から10年連続して地方交付税（普通交付税）の交付団体となっている。公債費比率は4.7%となり、前年度に比べ0.4ポイント悪化した。また、財政構造面での弾力性を示す経常収支比率は96.4%で前年度から0.1ポイント改善したものの、引き続き財政の硬直化した状態が続いている。

歳入を財源別に前年度と比較すると自主財源は533億4,287万余円で、10億5,645万余円（1.9%）減少している。これは主に、寄附金が7,920万余円増加したものの、繰越金が6億



780 万余円、財産収入が 1 億 9,016 万余円、使用料が 1 億 8,115 万余円減少したためである。

依存財源は 329 億 1,935 万余円で前年度に比べ 20 億 4,728 万余円 (6.6%) 増加している。これは主に、地方消費税交付金が 1 億 6,880 万余円減少したものの、国庫支出金が 10 億 4,798 万余円、県支出金が 6 億 2,009 万余円、地方特例交付金が 3 億 1,657 万余円増加したためである。

これらを合わせた歳入総額は前年度に比べ 9 億 9,082 万余円 (1.2%) 増加し、依存財源の増加により、自主財源の比率は 61.8% となり 2.0 ポイント低下した。

歳出における経常的経費は 710 億 5,404 万余円で、14 億 3,533 万余円 (2.1%) 増加している。そのうち義務的経費は、扶助費や公債費が増加したことにより 7 億 7,752 万余円 (1.8%) 増加している。

臨時的経費は 112 億 6,749 万余円で、13 億 4,042 万余円 (10.6%) 減少している。これは主に、積立金が 8 億 9,893 万余円、投資及び出資金・貸付金が 5 億 4,257 万余円減少したためである。

これらを合わせた歳出総額は前年度に比べ 9,490 万余円 (0.1%) 増加となった。

#### c 一般会計

一般会計についてみると、歳入総額は 864 億 58 万余円で、前年度に比べ 10 億 685 万余円 (1.2%)、歳出総額は 824 億 5,990 万余円で、前年度に比べ 1 億 1,093 万余円 (0.1%) それぞれ増加した。実質収支については 32 億 4,876 万余円の黒字となり、単年度収支は 5 億 4,927 万余円の黒字となった。また、実質単年度収支は 12 億 9,805 万余円の黒字となった。

歳入において主体となる市税の収納率は 96.9% で、前年度に比べ 0.5 ポイント上昇し、収入未済額は 2 億 1,916 万余円 (14.5%) 減少し、12 億 8,739 万余円となった。なお、不納欠損額は前年度に比べ 2,913 万余円 (20.2%) 減少し、1 億 1,532 万余円となった。

一方、歳出予算の執行率は 93.0% で、前年度に比べ 1.6 ポイント低下した。未執行額は 61 億 6,124 万余円であったが、このうち翌年度への継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額及び事故繰越額は 18 億 2,874 万余円で、前年度より 1 億 9,786 万余円 (12.1%) 増加した。

#### d 特別会計

特別会計についてみると、5 会計合計の歳入総額は 669 億 9,401 万余円となっており、前年度に比べ 74 億 7,709 万余円 (10.0%) 減少した。また、歳出総額は 652 億 7,650 万余円で、前年度に比べ 73 億 6,873 万余円 (10.1%) の減少となり、歳入歳出ともにそれぞれ前年度を下回った。実質収支は 17 億 1,750 万余円の黒字で、単年度収支は 1 億 835 万余円の赤字となった。

競輪事業特別会計においては、新型コロナウイルス感染症対策として 2 月 27 日以降無観客での競輪開催となった中で、実質収支は 5 億 3,644 万余円の黒字、単年度収支は 3,437 万余円の赤字となり、一般会計に 2 億円を繰り出した。

国民健康保険事業特別会計においては、実質収支は 2 億 8,783 万余円の黒字で、単年度収支は 7,692 万余円の黒字となった。国民健康保険税の収納率は 70.2% で、前年度と比べ 2.1 ポイント上昇し、収入未済額は 3 億 5,586 万余円 (15.5%) 減少した。

水産物地方卸売市場事業特別会計においては、実質収支は 113 万余円の黒字で、単年度収支は 15 万余円の赤字となった。

介護保険事業特別会計においては、実質収支は 6 億 7,858 万余円の黒字で、単年度収支は 1 億 4,258 万余円の赤字となった。介護保険料の収納率は 97.2% で、前年度と比べ 0.2 ポイント上昇し、収入未済額は 709 万余円 (6.9%) 減少した。また、被保険者数は、1,011 人 (1.4%) 増加した。

後期高齢者医療事業特別会計においては、実質収支は 2 億 1,350 万余円の黒字で、単年度収支は 815 万余円の赤字となった。

令和元年度の一般会計から全特別会計への繰入金金は、総額で 56 億 9,149 万余円となり、前年度と比較すると 2 億 4,359 万余円 (4.5%) 増加した。これは主に、介護保険事業特別会計が 2 億 2,316

万余円（8.5%）増加したためである。特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充てることが原則であり、各会計にあつては自主・独立性を高め、それぞれの設置目的に沿ったサービスの向上と効率的な事務執行を図り、一般会計からの繰入を極力縮減するよう努めるべきである。

#### e 総括意見

令和元年度は、10月に消費税及び地方消費税の税率引上げがあり、その影響が令和2年度以降に本格化する見込みである。また、令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）では、人的被害はなかったものの、多くの公共施設等に物的被害があつたほか、指定緊急避難場所に5,000人を超える過去最大の避難者を受け入れるなど、災害対応に関する新たな課題が顕在化した。さらに、日本においては令和2年の年明けから始まり、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症により、年度末に実施予定であつた行事等が相次いで中止となつたほか、3月末には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期が決定された。

このような状況にあつた令和元年度の一般会計・特別会計を合わせた決算額は、歳入歳出ともに減少し、単年度収支では、一般会計は前年度の赤字から黒字へ、特別会計は前年度に引き続き赤字となつた。また、財政構造の弾力性等は、財政力指数は前年度と同率、経常収支比率は前年度から0.1ポイントの改善、経常一般財源比率は上昇しているが、財政構造は依然として硬直化した状態が続いている。

歳入の根幹をなす市税は、前年度から微増となつたものの、その内訳は、法人市民税の減少を個人市民税の増加で補つたというものになっており、令和2年度以降においては、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う法人市民税（所得割）の税率変更の影響や、新型コロナウイルス感染症の流行による影響を考慮すると、その動向をより一層注視していく必要がある。

歳出においては、人件費が減少したものの、幼児教育・保育の無償化制度への対応による扶助費等の増加により義務的経費が増加しており、今後、さらに財政の硬直化が進む懸念がある。

基金については、5月末日の財政調整基金の現在高が前年度から7億4,877万余円増加して77億1,250万余円となつており、地方債現在高は、前年度から1億9,370万余円増加して544億3,632万余円となつた。公債費関係の比率が示すとおり、団体規模に比して少ない地方債現在高となつていられるが、一方で、ここ数年、債務負担行為による支出予定額が大きく増加している。そのため、地方債現在高だけでなく、債務負担行為の支出予定額を合わせて注視していくことが肝要である。なお、施設整備を実施する際に、財源を地方債に求めずにリースによる債務負担行為で実施した場合、国庫補助金を得ることができないケースが生じることがあるほか、普通交付税の算定において基準財政需要額への算入がなされないといったケースが少なくない。このことから、リースによる債務負担行為で施設整備を実施する際には、慎重な検討が必要である。一般的に、リースによる手法には、民間知見の取込みや事業展開の早さなどのメリットが考えられるが、施設における質の確保や財源の観点から、今後も市民の理解を得られる適正な判断を要望する。

その他、年間を通じての監査の過程で留意を要する事項が見受けられたので、次の事項について要望する。

事務の執行に当たっては、これまで監査により指摘事項が生じた場合、監査対象部局に直接指摘するほか、ホームページに指摘事項を掲載する等を行ってきた。令和元年度下半期からはこれに加えて、指摘事項の内容をよりわかりやすい表現にして各職場から閲覧できるようにした。これを活用することで、監査対象部局以外にあつても同種の指摘がなく事務を執行するよう努められたい。また、平成30年度の行政（重点）監査のテーマ「公金における現金の管理について」で現金取扱の統一的ルール必要性について言及し、「平塚市現金取扱マニュアル（令和2年3月平塚市会計課）」が作成された。現金に関する不適切な取扱が生じた場合、市民からの信用を著しく損なうことになる点に特に留意し、関係部局においてはこれを適切に活用された

い。併せて、地方自治法の改正に伴い、令和2年4月1日に「平塚市監査基準」を策定、公表し、監査等の実施目的等を改めて明文化したことから事務の参考とされたい。

なお、同法の改正では監査基準の策定、公表の義務付けのほか、都道府県及び政令指定都市には内部統制制度の導入が義務付けられた。同制度の先進事例の情報収集、研究を進め、本市への導入について引き続き検討されたい。

最後に、令和元年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大が財政運営に与えた影響は年度末への限定的なものであったことから、前年度との決算数値の比較も可能な範囲に留まった。

しかしながら、令和2年度以降にはどれほどの影響が出るのか予測もつかない。そのような状況の中であっても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策により市民の生命を守りつつ、市内産業や雇用も守るといった難しい舵取りを求められている。未曾有の状況の中、これを乗り越えていくためには、これまで以上に事業の選択と集中により財源とマンパワーを確保する必要がある。

そのためにも、ハード面にあつては、新型コロナウイルス感染症の流行を通じて顕在化したデジタル化・オンライン化の遅れへの対応が急務である。既に実施されているテレワークのさらなる推進やRPA（ロボットによる事務作業などの自動化）の導入、実施に向けて動き出している国のGIGAスクール構想に係る小・中学校のパソコン等の整備など、国庫補助金等の財源を最大限活用しながら推進されたい。ソフト面にあつては、令和元年度の行政（重点）監査結果報告書でも触れているとおり、長期継続契約制度の積極的な導入など、より質の高い行政サービスをより低コストで提供する方策を常に模索されたい。また、刻々と変化する状況に対応できるよう、職員一人一人が情報収集・分析力を高めて創意工夫を行うことに加え、新たな発想で道を切り拓いていくことが求められることから、職員の積極的な能力向上への取り組みを支援する環境整備を推進されたい。

今後も新型コロナウイルス感染症への注意を払いながら、様々な対応を迫られる中で、この難局を乗り越えるよう、市民と共に職員一丸となって取り組むことを望むものである。

(6) 財政健全化審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

ア 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行い、令和2年8月11日に意見書を提出した。

イ 健全化判断比率審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準	説明
ア 実質赤字比率	—	—	11.27%	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
イ 連結実質赤字比率	—	—	16.27%	全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率
ウ 実質公債費比率	2.4%	2.0%	25.0%	一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
エ 将来負担比率	24.5%	23.2%	350.0%	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(注1) 早期健全化基準：市の標準財政規模に応じた基準

(注2) 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字となっていない場合は「—」で表示される。

ウ 資金不足比率審査結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

比率名	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準	説明
ア 資金不足比率	—	—	20.0%	資金の不足額を事業の規模で除して得た比率

(注1) 資金不足比率については、資金不足が生じていない場合は「—」で表示される。

(注2) 対象となる会計は、病院事業・下水道事業・水産物地方卸売市場事業である。

## (7) 現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

当該検査の月の前々月分を対象として、毎月、一般会計・特別会計（会計課所管）、病院事業会計（市民病院所管）、下水道事業会計を行った。

### ア 現金出納検査の結果

- (ア) 会計課  
現金の現在高、収入事務、支出事務について適正に処理されていると認められた。
- (イ) 病院事業会計  
会計事務処理、流動資産等については適正に処理されていると認められた。
- (ウ) 下水道事業会計  
会計事務処理、流動資産、流動負債等について適正に処理されていると認められたが、農業集落排水事業の使用料の一部が公共下水道事業の分担金として収入された誤りがあった。

## (8) 工事現場視察等

工事請負契約事務について、その適正な履行及び給付の完了等の確保を期するため、10 月に現場視察を行うとともに施設の運営状況の確認を行った。

- ・10月17日 平塚総合体育館改修工事（総合公園課、建築住宅課）

## 2 住民監査請求（法第 242 条）

普通地方公共団体の住民は、長若しくは委員会又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを目的としている。

### （1） 令和元年度住民監査請求事例

請求年月日	令和元年 10 月 15 日	件名	退職手当返納に関する請求
通知年月日	令和元年 12 月 9 日		
請求の要旨	<p>請求人の主張として、</p> <p>ア 市教育委員会社会教育部のスポーツ課元職員A（以下「元職員」という）が、担当部の管理する個人情報を含む電子ファイルを持ち出していたことが判明した。</p> <p>電子データの記録を調査した結果、平成 30 年 11 月 29 日（在職期間中）と平成 30 年 12 月 22 日（退職日翌日）に個人情報を含むファイルを持ち出した恐れがあることが判明した。そのため、市は元職員への聞き取り調査を実施したところ、平成 30 年 11 月 29 日については持ち出しを否定したが、平成 30 年 12 月 22 日については、持ち出しを認めた（令和元年 8 月 8 日記者発表資料より）。</p> <p>イ 請求人は元職員の非違行為について、「平塚市職員の退職手当に関する条例（以下「条例」という）第 13 条（退職をした者の退職手当の返納）第 1 項第 3 号（当該退職手当管理機関が、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき）」の規定に該当すると主張している。</p> <p>その理由として、当該非違行為は個人情報が含まれたデータファイルの庁外持ち出しとともに市議会議員選挙等への不正な利用という目的のための計画的で悪質な前段階的準備行為であるとし、「平塚市職員の懲戒処分に関する指針」（以下「指針」という）に照らせば、公有物の「窃取」または「横領」、もしくはネットワークへの「不正アクセス」あるいは「不正利用」に該当し、指針の第 3（懲戒処分決定に当たっての考慮事項）の（1）非違行為の動機、態様及び結果、（2）故意又は過失の度合い、（5）他の職員及び社会に与える影響、（8）非違行為後の対応については、自己の管理監督者に対して虚偽の申告をして退職後もパスワードと職員証を保持できるようにしたという事実を含め、懲戒処分の内容は免職が相当であると主張している。</p> <p>ウ 請求人は当該非違行為に対して、現時点で判明している事実を踏まえると、懲戒処分内容は免職が相当であり、既に元職員に支給されている退職金について条例第 13 条第 1 項第 3 号の規定に該当し、市の財産の管理について、すなわち、市長が市職員への支給済みの退職手当の返納を命じていないという怠る事実が認められ、平塚市には少なくとも支給済みの退職手当相当額の金銭的損害が発生していることから、平塚市長に対して元職員に支給した退職手当の全額、若しくはできるだけ全額に近い額の返納を命ずる措置を要求している。</p>		
監査の結果	<p><b>ア 請求人が主張する当該非違行為が免職に該当するか</b></p> <p>請求人は元職員の非違行為が、指針別表の公有物の「窃取」または「横領」あるいは「不</p>		

正アクセス」もしくは「不正使用」に該当し、免職に該当すると主張しているが、市が行う退職金の全部又は一部の返納を命ずる処分は条例第13条第1項第3号によれば、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるときでなければならない。

市の調査によれば在職期間中の持ち出しについてはファイル数1,019件、個人情報のデータ件数31,429件持ち出された恐れがあると公表しているが、持ち出された情報が第三者に漏らされたという事実は、現時点で確認できておらず、元職員も使用は否定している。

そのため、請求人が主張する公有物の「窃取」または「横領」あるいは「不正アクセス」による情報漏洩もしくは「不正使用」に該当するかどうかの事実は確定しておらず、また、管理監督者に虚偽の申告をして退職後にもパスワードと職員証を保持できるようにした行為をもってしても懲戒免職処分とすることはできないという市の判断もあり、元職員の行為を免職事由に該当すると認めることは困難であると判断する。

#### **イ 市が懲戒処分を行っていないことが違法又は不当に該当するか**

公務員関係における懲戒処分の違法性については、広範な事情を総合的に考慮して、「懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されているものと解すべきである。もとより、右の裁量は恣意にわたることを得ないものであることは当然であるが、懲戒権者が裁量権の行使としてした懲戒処分はそれが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして違法とならないものというべきである」（昭和52年12月20日最高裁判決）とされている。

本案件について免職事由に該当するかどうかは、在職期間中に個人情報が持ち出された恐れはあるものの、第三者に漏らされた事実及び使用に関して元職員が否定しているという現時点での調査結果からでは認められない。

したがって、免職事由に該当する事実が確定しない状況を踏まえると、市が懲戒免職処分相当の認定していない判断が、裁量権を超えた違法または不当なものであるとはいえない。

#### **ウ 請求人が主張する条例第13条第1項第3号に該当するか**

上記イのとおり、免職事由に該当する事実が現時点で判明していない以上、条例第13条第1項第3号に規定されている「懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき」を適用する場合の懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたといえる相当な理由があるとまではいえず、免職事由に該当する事実は現時点ではないため、条例第13条第1項第3号には該当しないと判断する。

したがって、市は元職員に対して退職手当返還を請求する権利が発生しておらず、退職手当を返納させる権利（債権）を有していないことになる。

以上、述べたことにより、退職手当返還の前提となる条例第13条第1項第3号の規定に該当しないことから、市は退職金の返還を請求することはできない。そのため、法第242条第1項に規定する「財産の管理を怠る事実」に該当しないため、請求人の措置請求には理由がないものと判断する。

請求年月日	令和元年 11 月 19 日	件名	し尿の収集及び運搬業務委託に関する請求
通知年月日	令和 2 年 1 月 14 日		
請求の要旨	<p>請求人の主張として、</p> <p>平成 30 年度及び平成 31 年度平塚市し尿の収集及び運搬業務委託契約において、契約書第 7 条第 1 号定額制分については、「1.8 キロリットル積載車 1 台につき、月額 1,962,000 円 ただし、車両台数については、4 月 1 日における定額制収集人口により双方が協議する」となっている（市は 2 社（「A 社」、「B 社」とする。）と契約している）。</p> <p>この規定に基づき作成された協議書に記載された車両台数について、平塚市環境部収集業務課に算定の根拠となる資料の提出を求めたところ、算定書の作成は平成 29 年度までで、平成 30 年度及び平成 31 年度の算定書はないという回答があった。また、協議書における委託台数が平成 26 年度から平成 29 年度まで 2 社ともに変化がないことについて収集業務課に確認したところ、業者への援助であるとの説明があった。</p> <p>請求人が収集業務課から入手した、平成 29 年度まで作成されていた算定書の算定方式に平成 31 年度の定額制収集人口をあてはめて算出した台数と、協議書に記載された台数を比較したところ、2 倍以上の水増しが行われており、金額にして年間 3,000 万円以上の水増し金が援助金と称して支払われている。</p> <p>車両台数の水増し以外にも、市外搬送燃料費やバキューム外装費が全額平塚市の負担となっているなど、多くの業者優遇処置がなされている。</p> <p>また、公共下水道整備等による委託量の減少に対しては、昭和 60 年 4 月に市と委託先 2 社の話し合いが行なわれ、市が 2 社に対して高額金銭で委託減少補償を行なうことで決着しており、これまでに補償金の一部として 2 社に対し合計 2 億 3,293 万 1,991 円が 5 回に分けて支払われている。それにもかかわらず、援助と称しての委託金額の水増し分は試算で年間 3,000 万円に達しており、2 重の補償を行なっている。</p> <p>委託料の支払いには公金が使われており、平塚市に損害が発生している。公共下水道整備等による委託量の減少については金銭補償を行なうこととなっており、委託については援助等の必要はない。委託契約車両台数の見直しと、過剰支払い分委託料の業者からの返還（過去 1 年分）及び収集業務課長の異動を要求する。</p>		
監査の結果	<p>請求人の主張については、理由がないものと認め本件請求を棄却する。</p> <p>以下、判断理由について述べる。</p> <p>し尿の収集及び運搬業務委託契約については、令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」として、随意契約の方法により契約の締結をしているものである。「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である（最高裁判所昭和 62 年 3 月 20 日判決）とされている。本件において、市の契約担当者がし尿の収集及び運搬業務委託契約を締結する際に「し尿収集運搬業務は特殊な業務であり円滑な業務を行うためには、汲み取り家庭の所在や便槽位置を熟知し、かつ便槽構造等の知識と経験を持つ業者と契約するのが最も適している」とし、市内におけるし尿収集運搬業者が実質的に 2 社しかないということなど、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して競争入札に適しないとしたことについては、合理的な裁量判断により決定がされたものと認められる。また、契約事務は法令及び平塚市契約規則に基づき適正に手続きがなされており、この契約に基づ</p>		



き行われた委託料の支払いについても、手続き自体に不備は認められないことから、違法であるとはいえない。

次に、委託料の算出方法についてであるが、定額制分の委託料は、し尿の収集及び運搬業務委託契約書第7条第1号の規定に基づき、収集車1台当たりの月額料金に、定額制収集人口により市と委託業者との協議で決定した車両台数を乗じたものとなっている。定額制収集人口は年々減少しているが、委託料については消費税率の引上げという要素を考慮しても定額制収集人口の減少割合ほどの減少は見取れない。この点は、委託車両台数に可能な限り反映させるべき点ではあるものの、現実的には収集人口が減ったからといって、収集のサイクルを大きく変えられず、回収のために収集車両が走行する距離や時間が収集人口の減少と同じ割合で減少するとは限らないこと、また、作業従事者や管理部門職員の人件費や燃料費等の上昇などの影響もあることから、即応させることが困難な面もあるという市の見解は、一定程度認められるものと判断する。

また、定額制収集人口により双方が協議することとなっている委託車両台数については、A社においては激変緩和措置の実施と廃止、B社においては1台補償の廃止が行われていることなどから、収集人口の減少の割合には及ばない点はあるものの、委託料の見直しについての協議は行われている。

以上を総合的に検討すると、契約に基づく協議で決定した委託車両台数による契約金額の算定の根拠が明確に示されたとはいえないものの、本件の委託料は、議会で承認された予算の範囲内で協議を行い決定したものであり、裁量権の不合理な行使があったとは認められないため、不当な支出であるとまではいえない。よって、最終的には契約書に定められたし尿の収集及び運搬業務がなされていることから、平塚市への損害の発生という事実はないものと思われる。そのため、請求人が主張する委託料の過剰支払い分の業者からの返還（過去1年分）についても、業者が契約に定められた委託代金を取得することは不当利得に該当しないと判断する。

(2) 年度別請求件数等(過去5年間)

年度	請求件数	処理結果			取り下げ
		勧告 (請求に理由があると認める場合)	請求棄却 (請求に理由がないと認める場合)	請求却下 (請求要件を欠く場合)	
27	1	—	—	1	—
28	—	—	—	—	—
29	—	—	—	—	—
30	—	—	—	—	—
R元	4	—	2	2	—

(3) 請求事案及び処理結果(過去5年間)

請求年月日	事案	通知年月日	処理結果
27. 5. 12	浄化槽清掃業務に関する請求	27. 6. 5	却下
R元. 7. 29	高村公園倉庫設置費用に関する請求	R元. 8. 9	却下
R元. 10. 15	退職手当の返納請求に関する請求	R元. 12. 9	棄却
R元. 11. 19	し尿収集運搬業務委託料に関する請求	R2. 1. 14	棄却
R元. 12. 12	高村公園設置倉庫の撤去に関する請求	R2. 1. 14	却下

### 3 監査の体制

#### (1) 監査委員（4人）（令和2年10月1日現在）

○ 識見監査委員

代表監査委員（常勤） 高梨 秀美（平成29年12月20日就任）

監査委員 井澤 郁人（平成30年12月1日就任）

○ 議選監査委員

監査委員 黒部 栄三（令和元年5月17日就任）

監査委員 府川 正明（令和元年5月17日就任）

#### (2) 監査委員事務局（9人）（令和2年10月1日現在） ※育児休業職員含む。

事務局長

|

（監査担当） — 局長代理 — 主査（5） — 主任（2）

## 4 令和元年度を振り返って

令和2年（2020年）10月

平塚市監査委員	高梨 秀美
同	井澤 郁人
同	黒部 栄三
同	府川 正明

- 令和元年度は、10月に消費税及び地方消費税の税率引上げがあり、その影響が令和2年度以降に本格化する見込みである。また、令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）では、人的被害はなかったものの、多くの公共施設等に物的被害があったほか、指定緊急避難場所に5,000人を超える過去最大の避難者を受け入れるなど、災害対応に関する新たな課題が顕在化した。さらに、日本においては令和2年の年明けから始まり、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症により、年度末に実施予定であった行事等が相次いで中止となったほか、3月末には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期が決定された。
- 令和元年度の一般会計・特別会計を合わせた決算額は、歳入歳出ともに減少し、単年度収支では、一般会計は前年度の赤字から黒字へ、特別会計は前年度に引き続き赤字となった。また、財政構造の弾力性等は、財政力指数は前年度と同率、経常収支比率は前年度から0.1ポイントの改善、経常一般財源比率は上昇しているが、財政構造は依然として硬直化した状態が続いている。
- 病院事業は、将来構想「平塚市民病院 Future Vision（フューチャー ビジョン）2017-2025」（以下、「将来構想」という。）の計画3年目であり、市民病院整備事業が終了し、平成31年3月にグランドオープンしてから1年が過ぎたところである。地域の中核病院として、高度・急性期医療を担うためには、今後も健全な経営が必要であり、「将来構想」における目標値との比較を考えると、地域の開業医等との連携をより一層強固なものとする中で、入院などの収益を増加させながら可能な限り費用を抑制し、適正な現金預金額を確保していくことが求められる。特に、良質な医療を提供するためには、医師や看護師の確保をはじめ医療機器の更新や医療システムの構築など、医業費用が今後も増大することが考えられるため、薬品や診療材料等の適正な在庫管理、委託料の費用対効果の分析など、医業費用については、より一層の見直しを望むところである。
- 下水道事業は、今後経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために策定される「経営戦略」で、投資額を財政シミュレーションにより試算し、事業の効果や緊急度を考慮した投資計画を策定するものと認識している。単純に老朽化した下水道施設を解体して更新するのではなく、適切な維持管理により長寿命化を図り、生涯費用を低減するストックマネジメントの考え方による中長期的な財源試算を基に下水道環境の整備を継続し、社会環境の変化に柔軟な対応をしながら、市民の理解が得られる健全で安定的な下水道事業の経営を図りたい。
- 今後も新型コロナウイルス感染症への注意を払いながら、様々な対応を迫られる中で、この難局を乗り越えるよう、市民と共に職員一丸となって取り組むことを望むものである。